

平成28年度 第2回 亀岡市地域密着型サービス運営委員会及び
亀岡市地域包括支援センター運営協議会

1 概要

- 1 日 時：平成29年3月23日（木）14時00分～15時15分
- 2 場 所：亀岡市役所302・303会議室
- 3 出 席：吉中会長、平岡副会長、岡崎委員、高尾委員、今西委員、森委員、石田委員、井上委員、原田委員、藤本委員、杜委員
- 欠 席：岩田委員、前川委員、竹岡委員、飯田委員
- 包 括：地域包括支援センター あゆみ 松本
地域包括支援センター かめおか 前川
地域包括支援センター シミズ 松本
地域包括支援センター 亀岡園 廣田、岸本
地域包括支援センター 友愛園 松田
- 事務局：広瀬高齢福祉課長
高橋副課長兼介護保険係長
松本いきいき支援係長
乾いきいき支援係主事

2 協議事項

- ①亀岡市地域密着型サービス事業者の新規指定について協議した。
- ②平成28年度地域包括支援センター在り方検討委員会検討経過及び検討結果について報告し、平成29年度以降の地域包括支援センターの以下について協議した。
 - (ア) 人員配置及び配置場所
 - (イ) 委託方針及び委託料
- ③平成29年度包括支援センター運営方針（案）について協議した。

3 合意事項

- ①亀岡市地域密着型サービス事業者の新規指定について、2事業所を承認した。
- ②平成29年度以降の地域包括支援センターの以下のとおり合意した。
 - (ア) 人員配置及び配置場所…人員配置は現状維持が望ましい。
配置場所は圏域内配置が望ましい。
 - (イ) 委託方針及び委託料…委託方針は平成30年度から圏域ごとに作成することが望ましい。
委託料は現行どおりとすることが望ましい。

③平成 29 年度包括支援センター運営方針（案）について以下のとおり合意した。

- ・「5 基本的な考え方及び理念（2）専門職によるチームアプローチ、関係者との連携姿勢」文章中に『NPO 法人』を追記（詳細は別添運営方針参照）
- ・「6 業務推進の方針（3）権利擁護業務」に、『人権侵害事象への対応』項目を追記（詳細は別添運営方針参照）

4 議事録 議事進行 吉中会長

【協議】

(1) 亀岡市地域密着型サービス運営委員会

平成 28 年度地域密着型サービス事業者の新規指定について

資料 1 に基づいて事務局より説明

【質疑応答】 質疑なし

(2) 亀岡市地域包括支援センター運営協議会

ア：平成 28 年度亀岡市地域包括支援センター在り方検討委員会検討経過及び検討結果について

資料 2 に基づいて事務局より説明

『亀岡市地域包括支援センター在り方検討委員会検討結果について』に基づいて岡崎委員より報告

「人員配置」については、現状維持が望ましい。「配置場所」は圏域内配置が望ましい。現在の事業所から出る方が、住民が包括支援センターに寄りやすいのではないかという意見もあったが、事業所から出ることはコストもかかるため、少なくとも圏域内には配置することとし、これまでの協議の中では『事業所から出ること』までは、結論を持っていくべきではないということで合意。「人員配置」は現状維持が望ましい。「配置場所」は圏域内配置が望ましい。「委託方針」は平成 30 年度から圏域ごとに作成することが望ましい。「委託料」は現行どおりとすることが望ましい。

【質疑応答】

委 員

資料 2 の別紙第 1 回在り方検討委員会意見中の「民生委員が、生活が大変な高齢者の家に行かれたり、先端を行っているため、もっと民生委員が活躍できる仕組みづくりをすべき」という意見があるが、どういったことか？さらに民生委員

の負担をふやすことになるのではないか？

委員

生活保護世帯に限らず、地域の中での孤立や閉じこもりがちな方、高齢者の抱える問題も多様化してきていて、地域で大変な高齢者が増えてきているが、そういった方々を掴みきれていないケースがあるのではないかと危惧している。実際には、民生委員が地域の中に入っていただいて、相当な仕事をしていただいていると承知している。さらに民生委員に仕事を増やすということではなく、民生委員の問題発見される仕組みと、地域包括支援センターで対応している部分や地域包括ケアシステムとして、行政も含めてどう対応していくのかを検討していく必要がある。亀岡市域全域の地域包括ケアシステムの中で、行政、民生委員、地域包括支援センターの職員、医療等も含めて連携していく仕組みを模索していく必要があると考えるという意味での意見となっている。

委員

次世代につながる民生委員をどのように作っていくかの仕組みを踏まえて、一緒に地域包括ケアシステムを作っていければと考える。

委員

民生委員が地域包括ケアシステムの隙間を埋めなければいけないと考えている。民生委員が活躍していることを多くの方に知っていただくようなシステムが必要だと考えます。それがうまくいけば、時間はかかるが地域包括ケアシステムが出来上がるのではないかと考える。高齢者のいわゆる 2025 年問題については、地域あるいは市全体で共通認識を持って、少しずつでも行動していくことが一番望ましいと考える。

イ：平成 29 年度亀岡市地域包括支援センター運営方針（案）について

資料 3に基づいて事務局より説明

- ・例年の包括支援センター運営方針から、わかりにくい文言等を明確化
- ・包括支援センターの評価が法定化される見込みでもあり、地域に沿った地域包括ケアシステムを作り上げていく前段階として、今回方針を一部変更

【質疑応答】

委員

介護予防を切実に感じている。グランドゴルフ等、体を動かさないと認知症等が進むと思っている。住民同士で誘い合うことも良いが、地域包括支援センター職員や医師の方等が来ていただいて、お話ししていただき体を動かす動機づけをお願いしたい。

委員

近年、障害者差別解消法、また部落差別解消推進法も制定された。このように近年においても差別はなくなり、高齢者施設においても差別事象があるという相談も受けている。そのため、「包括支援センター運営方針（案）」中の「権利擁護業務欄」には、国の法の制定を受けて、それらに関わる『人権侵害の事象があった場合、その改善を図り、対応が必要である』という文言を追記することが大事だと思うため、提案する。

委員

包括支援センターの対象年齢はどうなっていたか？全体を入れるのは難しいのではないのでしょうか？

委員

今回は高齢者に関する話であると理解している。

事務局

包括支援センターの対象は、65歳以上の高齢者、ただし、認知症の対象となる方は40歳以上の方である。国の動きとしては、子供から障害のある方、高齢者の方も含め一億総活躍社会を目指しており、すべてを包括支援センターが包括的に取り組んでいく話もある。

また、地域包括支援センター運営方針（案）に「人権侵害の事象が起こった場合、改善を図る」という文言を入れるかどうかは、委員の方々の意見を伺いたいと考える。

委員

地域包括支援センターが差別事象を完全解消するところではなく、全市的に対応すべきものとする。また施設で差別事象がおこれば、その法人で対応しなければならないと考える。文言を追記することは反対ではないが、包括支援セン

ターの権利擁護は地域包括支援センター運営マニュアルにもある通り限定されているため、今後時間をかけて、現場の意見を聞きながら、運営方針全体の再調整すべきことかと思う。

事務局

委員の方々の意見を受けて、「差別事象への相談への対応、改善への取り組み」を一旦は包括的に取り組める文言となるため、その文言を追記したいと考える。

全体的な文言整理は、平成30年度に向けて、来年度も本運営協議会の部会を設置し、その場で協議できればと考える。

一会議終了後、吉中会長から別添「平成28年度 亀岡市地域包括支援センター運営協議会 意見とりまとめ報告書」の提出一